

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
塚 本 克 彦

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 部局課等監査

(1) 実施期間

令和元年11月5日から令和2年1月29日まで

(2) 対象部課等

政策推進部	企画政策課、秘書課、広報情報課、財政課
総務部	総務課、人事課、防災安全課
市民協働部	市民課（サネット含む）、税務課、納税課、協働推進課
福祉部	福祉課、長寿介護課（訪問看護ステーション、地域包括支援センター含む）、保険年金課
子育て健康部	子育て支援課、健康推進課
環境経済部	産業課（緑と花のセンター、土地改良会館含む）、環境課
都市建設部	道路河川課、下水道課、都市計画課、公園緑地課
会計課	
市民病院	管理課
議会事務局	議事課
教育委員会教育部	教育行政課（資料館含む）、学校教育課（給食センター含む）、スポーツ課、生涯学習推進課

監査委員事務局

(3) 監査の範囲

令和元年度における財務に関する事務の執行について

(4) 着眼点

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、合规性・効率性・有効性の観点から住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかについて監査を行いました。

(5) 実施内容

あらかじめ作成された監査資料に基づいて、組織と事務概要及び令和元年度重点施策及び重点施策以外での新規・拡充事業について所属長から説明を受けました。

また、収入事務、人事管理事務、財産管理事務、委託業務及び工事の執行状況等について、契約検査台帳及び関係書類を照合・確認するとともに関係職員からの聴き取りを行いました。

(6) 監査の結果

各課等が所管する財務事務の執行について、合規性・効率性・有効性の観点から監査を実施した結果、いずれも概ね適正に執行されていると認められました。

しかしながら、契約事務及び補助金交付事務における書類の未提出や押印及び記載もれ、記入誤り等不備が多く見受けられました。組織としてのチェック体制を強化し、気を引き締めた事務の執行を引き続き求めます。

2 保育園・学校監査

(1) 実施期間

保育園 令和元年11月12日

学校 令和元年12月20日

(2) 対象

保育園 みどり保育園、わかば保育園

学校 黒笹小学校、天王小学校、南中学校

(3) 監査の範囲

令和元年度における財務に関する事務の執行について

(4) 着眼点

保育園及び学校の財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているか、施設の維持及び安全管理が適切に行われているかを主眼として、合規性・効率性・有効性の観点から保育園・各小中学校において関係書類及び諸帳簿等を確認するとともに保育園長・各小中学校長及び関係職員からの聴き取りを行ったほか、必要に応じて現地調査を実施しました。

(5) 実施内容

ア 保育園

監査では、パソコン及びUSBメモリなど個人情報の管理状況、各種業務委託の点検報告書、消耗品及び賄材料費の納品書、職員の旅行命令簿、勤務実績簿、備品台帳及び消耗品受払簿の確認、医薬品管理簿と実物の数量との照合を行いました。

イ 小中学校

監査では、学校給食費納付通知書、給食費収納管理簿等、滞納整理簿、パソコン及びUSBメモリなど個人情報の管理状況、各種業務委託の点検報告書、業務員の旅行命令簿、備品台帳及び消耗品受払簿、保健室及び理科室に

における医薬材料及び理科教材薬品等の管理状況の確認、切手等の実査並びに備品及び薬品等の帳簿と実物の数量との照合を行いました。

(6) 監査の結果

監査対象の保育園 2 園及び小学校 2 校並びに中学校 1 校について、それぞれ財務事務の執行状況及び施設の管理状況等を主に法規性・効率性・有効性の観点から監査した結果、それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は概ね適正であると認められました。口頭にて是正・改善を求めた事項については、後日担当課より報告を受け、適正に対処されたことを確認しました。

3 工事監査

(1) 実施期間

令和 2 年 1 月 2 4 日

(2) 対象部課及び工事名

ア 都市建設部下水道課

雨水排水整備工事（半野木地区）

イ 都市建設部道路河川課

河川改良工事（準用河川茶屋川）

(3) 監査の範囲

令和元年度における工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

(4) 着眼点

監査対象の工事に関する事務の執行が関係法令に基づき適正に行われているか現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として、主に法規性・有効性の観点から監査を実施しました。

なお、工事技術の専門的見地から工事の計画、設計、積算、施工、品質及び安全管理等について監査するため、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求めて監査を実施しました。

(5) 監査の結果

監査対象工事の計画、設計、積算、契約等の事務の執行及び施工状況等を主に法規性・有効性の観点から監査した結果、その事務は概ね適正に執行され、施工状況についても設計図書等に基づいて施工されていると認められました。

本監査において指摘事項に該当するものは認められませんでした。別添「工事技術調査結果報告書」における留意事項、提案事項の内容を検討され、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図り、経済性・安全性にも配慮しながら適正な施工管理に努められるよう求めます。

第4 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 契約に伴う書類について

委託及び工事の契約では、各課が業務・工事内容における必要な要件を定めてあります契約約款・仕様書等にて、発注者が受注者に提出を求めている書類の未提出や不備がまだ見受けられます。(書類の押印もれや、現場代理人・主任技術者等に関する書類、管理技術者に関する書類、工程表など)

また、契約及び検査に関する事務取扱要領に受注者が提出する書類の様式を定めていますが、受注者から異なった様式で提出されているものが見受けられました。様式はみよし市ホームページ、入札・契約情報よりダウンロードし、利用できることを受注者に周知徹底して頂くようお願いいたします。

今後も引き続き、設計・入札を始め契約関係書類を、担当者以外の者が再度確認するなど、担当部署内全員でチェック体制の強化に取り組むことが必要であると考えます。

2 補助金等交付決定通知書類について

補助金等交付申請の受理後に、その内容を調査及び審査し、補助金等の交付を認めた場合は、みよし市補助金等交付規則第5条の規程により申請者に補助金等の交付決定を通知することとしています。

事務手続きの中で、申請者に交付決定の通知をしているものの、決定書に発送日や文書番号の記録がされていないという誤りがまだ見受けられています。

補助事業の着手は交付決定により行えるものであるため、申請者に対し通知した日付は重要となりますので、発送日の記録を徹底し、また、事業完了時には申請時点からの書類を再度確認してから実績報告書を受理するなど、不備のないよう文書整備に一層努められるようお願いいたします。